

「ふるさと文化財の森」設定要件について

平成24年8月10日
文化庁文化財部長決定

1 目的

文化財建造物の保存のために必要な原材料のうち山野から供給される木材（特に大径材、高品位材等、市場からの調達が困難なもの）、檜皮、茅、漆等の植物性資材を安定的に確保するとともに、当該資材に関する技能者を育成し、またこれらの資材や技能の確保等に関する普及啓発活動を行うため、ふるさと文化財の森を設定する要件を示す。

2 設定における共通の事項

- (1) 賛同：「ふるさと文化財の森」の原則に賛同する意志があること。
- (2) 情報の公開：文化財所有者等に次の情報が提供できること。
 - (ア) 当該設定地の所在地
 - (イ) 当該設定地の所有者
 - (ウ) 当該設定地の管理者
- (3) 普及啓発：文化財建造物の保護における資材の重要性に関する普及啓発に貢献できること。
- (4) 解除：設定時の要件が満たされなくなった場合には、設定の解除が行われることに同意すること。

3 資材ごとの事項

〔檜皮〕

- (1) 情報の公開：文化財所有者等に次の情報が提供できること。
 - (ア) 当該設定地の面積あるいは出荷数量
 - (イ) 当該設定地からの資材出荷時期
- (2) 制限：檜皮の採取、搬出に制限のないこと。
- (3) 形態
 - (ア) 平均胸高直径が30cm以上の檜が1箇所の設定地に数百本程度存在すること。
 - (イ) 現地へのアクセスに特段の障害のないこと。
 - (ウ) 良好な歩行性が確保できているか、または整備によりその可能性があること。
- (4) 管理体制
 - (ア) 檜皮採取経験のない場合には、適切な時期に荒皮剥ぎが実施できること。
 - (イ) 設定地区における管理の方針の下、少なくとも3回の檜皮採取を行える長期の計画があること。
 - (ウ) 立木周囲の下草刈り、幹周囲の蔦類撤去などの施業管理が行われること。

[木材]

- (1) 情報の公開：文化財所有者等に次の情報が提供できること。
 - (ア) 当該設定地の面積，林齢等の森林現況
 - (イ) 当該設定地における立木の伐採または販売の予定・方法等の概要
- (2) 制限：伐採等に制限がないか，またはその程度が弱いこと。
- (3) 形態
 - (ア) 1箇所の所在地面積は，概ね2～3ha以上を原則とすること。ただし，供給可能木が少なく，かつ，伐採木の搬出が容易である場合はこの規模未満でも差し支えない。
 - (イ) 所在地に生育している立木の相当割合が，現に，建造物修理用として見込むことができる樹高・胸高直径に達しているか，または近い将来達する見込みがあること。
 - (ウ) スギ・ヒノキの人工林については概ね100年生以上であること。
 - (エ) 病虫害等の被害を受けていないこと，またはその蔓延の恐れが少ないこと。
- (4) 管理体制
 - (ア) 通常の保育等の施業管理が実施されていること。
 - (イ) 伐採木の搬出が不可能でないこと。

[茅]

- (1) 情報の公開：文化財所有者等に次の情報が提供できること。
 - (ア) 当該設定地の面積あるいは出荷数量
 - (イ) 当該設定地からの出荷あるいは販売の予定時期
- (2) 制限：茅の採取，搬出に制限がないこと。
- (3) 形態
 - (ア) 1箇所の設定地面積が1ha以上であること。ただし，個人の所有に係る場合は1a以上であること。
- (4) 管理体制
 - (ア) 2年に1回の火入れが可能なこと。あるいは，毎年の一斉刈り払いが行えること。
 - (イ) 設定期間中は当該設定地を茅場以外の用途に変更しないこと。

[竹]

- (1) 情報の公開：文化財所有者等に次の情報が提供できること。
 - (ア) 当該設定地の面積あるいは出荷数量
 - (イ) 当該設定地からの出荷あるいは販売の予定時期
- (2) 制限：法令等により禁伐等指定がされていないこと。
- (3) 形態
 - (ア) 高品質材を生産するため，栽培者の可能な施業面積とする。
- (4) 管理体制

- (ア) 竹に関する団体等（竹文化振興協会等）が高品質維持と情報管理を支援する体制であること。
- (イ) 竹種にあう栽培管理が行われていること。

[苧殻]

- (1) 情報の公開：文化財所有者等に次の情報が提供できること。
 - (ア) 当該設定地の面積あるいは出荷数量
 - (イ) 当該設定地からの出荷あるいは販売の予定時期
- (2) 制限：大麻取締法により都道府県知事による栽培免許の許可を取得していること。
- (3) 形態
 - (ア) 個人の場合，1箇所の供給地面積が1a以上であること。ただし，高品質維持と栽培者の可能な施業量を考慮する場合，この限りでない。
 - (イ) 団体の場合，1箇所の供給地面積が1ha以上であること。
- (4) 管理体制
 - (ア) 個人の場合，地元行政等が高品質維持と情報管理を支援する体制であること。
 - (イ) 団体の場合，生産技術の個人差を団体が適切に判断・指導し，高品質な苧殻を供給できる体制であること。

[い草，七島い]

- (1) 情報の公開：文化財所有者等に次の情報が提供できること。
 - (ア) 当該設定地の面積あるいは出荷数量
 - (イ) 当該設定地からの出荷あるいは販売の予定時期
- (2) 制限：圃場に特殊な施業の指定がされていないこと。
- (3) 形態
 - (ア) 個人の場合，1箇所の供給地面積が1ha以上であること。ただし，高品質維持と栽培者の可能な施業量を考慮する場合，この限りでない。
 - (イ) 団体の場合，1箇所の供給地面積が50ha以上であること。
- (4) 管理体制
 - (ア) 個人の場合，協会等が高品質維持と情報管理を支援する体制であること。
 - (イ) 団体の場合，生産技術の個人差を団体が適切に判断・指導し，高品質な畳表を供給できる体制であること。

[漆]

- (1) 情報の公開：文化財所有者等に次の情報が提供できること。
 - (ア) 当該設定地の面積あるいは出荷数量
 - (イ) 当該設定地からの出荷あるいは販売の予定時期
- (2) 制限：漆の採取，搬出に制限がないこと。
- (3) 形態

採取適齢期の漆が1箇所の供給地に数百本程度存在すること。ただし、高品質維持と採取者の可能な施業量を考慮する場合、この限りでない。

(4) 管理体制

(ア) 立木周囲の下草刈り，幹周囲の蔦類除去などの施業管理を行うこと。

(イ) 殺し掻きの場合，漆採取後に植林等を行い，継続的な漆採取に努めること。